2009年2月10日

栃木県後期高齢者医療広域連合長
　　吉谷　宗夫　殿

栃木県保険医協会
会長　戸村　光宏

後期高齢者への「資格証明書」交付に関する要望書

貴職におかれましては、県民の健康増進のため日夜ご尽力されていることに心より敬意を表します。

私たち栃木県保険医協会は県下７７１名の保険医が加入し、保険医療の改善に取り組み、県民・国民が安心して暮らせる社会保障制度の充実を目指して活動しています。

さて、昨年４月に「後期高齢者医療制度」が実施され、１０カ月がたちましたが、この制度の不都合な点や矛盾が広がっています。特に、私たちが懸念しているのは生活困難から保険料を支払うことができない後期高齢者に「資格証明書」が発行され、医療機関から遠ざけられる事態になることです。これは、憲法２５条にも違反する内容です。

このたび協会として別紙「後期高齢者保険料・普通徴収者滞納状況」調査を行い、１９市町から回答を得ました。これによると、２００８年９月の滞納者が３，１３６人で、普通徴収者の１１．７％が滞納となっています。全国保険医団体連合会が３２道府県８８０自治体を集約しただけでも２０万人近くが保険料を滞納していることが判明しました。

２００９年７月には、保険料が年金から天引きされない被保険者からの普通徴収が開始されてから１年を迎えることになり、「資格証明書」交付対象者が発生することになります。国民の生命と健康を預かる医療担当者は、いかなる理由があろうとも受診機会抑制の仕組みは認められません。その立場から、以下の項目について要望します。

記

一、　被保険者に原則として資格証明書を交付しないこと。

以上